

認知したいじめを速やかに解消した事例13（高等学校第2学年男子）

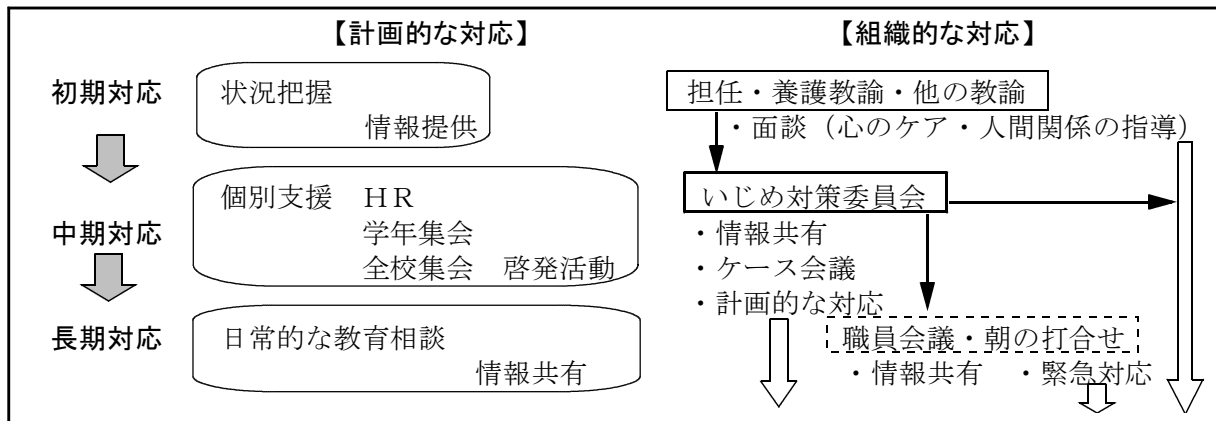
～校内体制の充実による計画的な対応～

問題の把握

5月に当該生徒から担任に対して、同学年の男子生徒からいじめられているとの訴えがあった。担任や他の教職員が当該生徒及び周囲の生徒から状況を聞いたところ、冷やかしたり悪口を言われる等のいじめがあったことを確認したため、校内体制の充実を図り、いじめの解消と再発防止に向け、組織的・計画的な取組を進めた。

対応状況

〔対応図〕



〔対応の経過〕

○初期対応

- ・担任や他の教職員が当該生徒及び加害生徒、周囲の生徒から状況を聞き、いじめの事実を確認し、いじめ対策委員会に報告した。
- ・担任と管理職が、当該生徒と加害生徒の保護者に対し、事案の説明と学校（いじめ対策委員会）の対応への理解と協力を促した。

○中期対応

- ・ケース会議等において、当該生徒の状況について教職員全体で情報共有するとともに、当該生徒への支援や周囲の生徒への指導の方針について確認した。
- ・担任や養護教諭が中心となって継続的に面談し、当該生徒との信頼関係を構築しながら心のケアに努めるとともに、周囲の生徒と上手にコミュニケーションを図るためのスキルや心構え等について指導した。
- ・担任、部活動顧問、養護教諭等が連携しながら、加害生徒に対して、いじめの行為の重大性について気付かせ、反省を促す指導を継続的に行った。
- ・周囲の生徒に対し、当該生徒はもとより全員が安心できる居場所づくりに努めるよう促した。
- ・ホームルームや学年集会において、学校として「いじめは絶対に許さない」ことや他者との望ましいコミュニケーションの在り方について継続的に指導した。

○長期対応

- ・当該生徒及び加害生徒との面談や観察等により、10月末には当該生徒のいじめに対する不安が見られず、関係生徒の人間関係が改善し、いじめは解消したと判断することができた。
- ・当該生徒と随時面談を行うなど、日常的に見守り、教職員全体で情報を共有する体制を継続している。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめの問題に対し、全教職員が、児童生徒への支援や周囲の指導の方針等について情報を共有し、組織的・計画的に取り組むこと。
- ・教育相談体制の充実に加え、児童生徒が孤立しないよう周囲の児童生徒に協力を求めるなど、児童生徒の居場所づくりを学校全体として行うこと。
- ・「いじめは絶対に許さない」という学校の姿勢を日頃から示すなどして、児童生徒の規範意識を高め、いじめをしない、させない、許さない集団づくりを行うこと。